

宇部市水道局使用水量及び排除汚水量の認定に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、宇部市水道条例（昭和 35 年条例第 36 号）第 27 条及び宇部市水道条例施行規程（令和 4 年水道事業管理規程第 46 号。以下「規程」という。）第 23 条の規定による使用水量の認定並びに宇部市下水道条例（平成 16 年条例第 96 号）第 20 条第 2 項及び第 3 項に規定する公共下水道に排除する汚水の量の認定について、業務の統一かつ適正な執行を図ることを目的として必要なことを定めるものとする。

(使用水量の減量認定)

第 2 条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合、その使用水量を減量認定の対象とすることができる。なお、使用水量減量の算定方法は、別表 1 のとおりとする。

(1) 使用者が善良な管理をした上で発見困難な次の漏水については、1 期分に限り減量認定することができる。ただし、減量認定を行った後に 1 年を経過せずに同一栓号で漏水が発生した場合は、減量認定を行わない。

ア 地下漏水

イ メーター取付け後 3 月を超えたメーターユニオンからの漏水
ウ 管理者が特別の理由により減量認定が適当と認めたもの

(2) メーター取付け後 3 月以内のメーターユニオンからの漏水

(3) 配水管工事等に伴う錆水放水の場合

(4) 公共の消防用として使用した場合

(5) メーターに異常があると認めたとき。

(6) 凍結破損による漏水

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は適用しないものとする。

(1) 漏水の発見が容易であったにもかかわらず放置していたとき。

(2) 給水装置等の修理請求を怠っていたとき。

(3) 給水装置等を故意又は過失破損させたとき。

(4) 給水装置の無届、違反工事等に起因するとき。

(5) 水洗、給水栓等の地上設備部分及び受水槽以下の漏水

(6) 規程第9条による工事しゅん工後1年以内の漏水
(公共下水道排除汚水量の減量認定)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、その公共下水道排除汚水量を減量認定の対象とすることができる。なお、公共下水道排除汚水量の算定方法は、別表2のとおりとする。

- (1) 前条第1項各号に規定するもの
- (2) 給水栓等の地上設備部分の漏水
- (3) クーリングタワー等の循環用の補給水
- (4) 散水栓等で1月に公共下水道に排除されない水の量が20 m³以上のもの
- (5) 販売等に伴い、公共下水道に排除されないもの
- (6) 前5号に掲げるもののほか、管理者が減量認定することが適当であると認めた場合

2 前項第3号から第6号の減量認定において私設メーターの故障等で、その事実が一時的又は計量できないものは、前項の規定を適用しないものとする。

(申請等)

第4条 減量認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、減量認定申請書(別記様式)を管理者に提出するものとする。ただし、第2条第1項各号及び前条第1項第2号については、漏水修理請求書等による確認又は修理した業者の証明若しくは修理した事実を証明する領収書の写し等の提出をもって、申請書に代えることができる。

2 管理者は、申請者から前項に規定する申請書等の提出を受けたときは、速やかに当該申請の内容について審査し、減量認定の可否を決定するものとする。

3 宇部市下水道条例第20条第3項によるもののほか、前条第1項第3号から第6号により減量認定の適用を受けようとする者は、水道の検針日から7日以内に排除汚水量認定(変更)申告書(宇部市下水道条例施行規則様式第17号)を管理者に提出するものとする。

4 前項による申告が期限内になされないときは、検針日の水量の全量を公共下水道に排出したものとみなす。なお、次期以降の検針に基づき申告される排除汚水の減量認定については、計量された水量から1期分を換算し、減量水量とみなす。

5 第2項により減量認定を受ける者が、前条第1項第3号から第6号に該当しなくなったときは、管理者に速やかに報告しなければならない。

6 量水器の設置については、排水設備所有者の負担とし、計量法(平

成 4 年法律第 5 1 号) に基づいた維持管理を行わなければならない。
また、量水器の取替を行ったときには、速やかに管理者に報告を行う
ものとし、法定期限（8 年）を経過した量水器により計量した場合
は、減量認定の対象としない。

7 管理者は、申請者が虚偽の申請又はその他不正な方法により減量認
定の決定を受けたときは、直ちに減量認定の決定を取り消すものとす
る。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか減量認定に必要な事項は、管理者
が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認定に係る要綱の廃止)

2 宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認定に関する要綱（平
成 2 7 年上下水道局要綱）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に宇部市上下水道局使用水量及び汚水排出量の認
定に関する要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要
綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(別表1) 第2条関係

減量認定の対象	減量水量
発見困難な漏水	検針水量のうち認定水量を超える水量 (認定水量の求め方) 検針水量… A 推定使用量(基礎水量)… B ※1 推定水量… A - B イ $0 < (A - B) / B < 1$ のとき 認定水量 = $B + (A - B) / 2$ ロ $1 \leq (A - B) / B < 9$ のとき 認定水量 = $A / 5 + 1.1 B$ ハ $9 \leq (A - B) / B$ のとき 認定水量 = $3.1 B$ ニ その他 ※2
メーター取付け後3月以内のメーターユニオンからの漏水	推定使用量を超える水量
配水管工事等に伴う錆水放水	錆水放水量
公共の消防用	公共の消防用として使用したと認められる水量
メーターに異常があると認めたとき	推定使用量を超える水量 ※3
凍結破損による漏水	発見困難な漏水の減量水量基準に準ずる(ただし、減量対象については別に定める)

(別表2) 第3条関係

発見困難な漏水	
メーター取付け後3月以内のメーターユニオンからの漏水	推定使用量を超える水量
排水管工事等に伴う錆水放水	錆水放水量
公共の消防用	公共の消防用として使用したと認められる水量
メーターに異常があると認めるとき	推定使用量を超える水量 ※3
凍結破損による漏水	推定使用量を超える水量
給水栓等の地上設備部分	* 公共下水道排除汚水量の減量認定のみ
クリーニングタワー等の循環用の補給水	
散水栓等で1月に公共下水道に排除されない水の量が20 m ³ 以上のもの	量水器(私設メーター)等の設置により明確かつ合理的な根拠を持って計量できる水量
販売等に伴い、公共下水道に排除されないもの	* 公共下水道排除汚水量の減量認定のみ

(別表1及び2ただし書き)

- ※1 規程第23条による。ただし、1月の基礎水量が10 m³未満の場合は、10 m³とする。
- ※2 前式による算出が不相当と認められる場合は、その都度決定する。
- ※3 異常水量の3期分を限度とする。